

公園利用のルール (R7,4)

公園は市民みなさまの憩いの場として設置された公共の施設です。
公園はゆずりあって利用しましょう。

☆公園の全部又は一部を独占して利用する場合は市の許可が必要です。

| 申請者区分 | | 利用目的 | 申請時期 | 利用回数の制限 (1公園、1か月単位) | 使用料 | 利用できる時間 |
|---|---|--|---|------------------------|---|--------------------------------------|
| ① 一般利用 | 公園の全部又は一部を独占して利用する場合 【例】グラウンドゴルフやサッカーの練習など | | 利用しようとする日の属する月の 2月前 の 初日から7日前まで | 1団体10回まで | 使用料が発生する場合がありますため、公園緑地課へ 問い合わせてください。 | 1公園における申請の受付は、 午前・午後それぞれ1団体までとする。 |
| | 行催事を行う場合で、内容に公益性があると 市が判断したもの | | 利用しようとする日の属する月の 6月前 の 初日から7日前まで | 1団体5日まで | 使用料が発生する場合がありますため、公園緑地課へ 問い合わせてください。 | 内容に応じて協議 |
| | 有料スポーツ教室（サッカー等） | | 利用しようとする日の属する月の 2月前 の 初日から7日前まで | 1団体10回まで | 1公園1日200円 | 1公園における申請の受付は、 午前・午後それぞれ1団体までとする。 |
| | 写真撮影（プロのカメラマン） | | 利用しようとする日の属する月の 2月前 の 初日から7日前まで | 1団体10回まで | 1公園1日200円 | 内容に応じて協議 |
| | テレビ撮影 | | 利用しようとする日の属する月の 2月前 の 初日から7日前まで | 1団体10回まで | 1公園1日200円 | 内容に応じて協議 |
| ② 除草・清掃地元管理委託の受託団体 | 公園の全部又は一部を独占して利用する場合 【例】グラウンドゴルフの練習など | | 利用しようとするの属する年度の 前年度1月の初日から7日前まで (年間を通して受付) | 回数制限なし | なし | 1公園における申請の受付は、 午前・午後それぞれ1団体までとする。 |
| | 左記の団体が主催する行催事を行う場合で、 内容に公益性があると市が判断したもの 【例】防災訓練、資源回収、運動会、遠足、 地元の祭事など | | 利用しようとするの属する年度の 前年度1月の初日から7日前まで (年間を通して受付) | 回数制限なし | なし | 内容に応じて協議 |
| ③ 区・町内会、老人会、子ども会、PTA連絡協議会、体育 振興会、婦人会、地区社会福祉協議会、防災組織等 | 左記の団体が主催する行催事を行う場合で、 内容に公益性があると市が判断したもの 【例】防災訓練、地元の祭事など | | 利用しようとする日の属する月の 6月前 の 初日から7日前まで | 回数制限なし | なし | 内容に応じて協議 |
| ④ 私立の幼稚園、保育園、認定こども園、認可外保育施設 等 | 左記の団体が主催する行催事を行う場合で、 内容に公益性があると市が判断したもの 【例】、運動会、遠足など | | 利用しようとする日の属する月の 6月前 の 初日から7日前まで | 回数制限なし | なし | 内容に応じて協議 |
| ⑤ | 市の協賛、後援を受けた事業を開催する民間団体 | 左記の団体が主催する行催事を行う場合で、 内容に公益性があると市が判断したもの 【例】地元の祭事など | 利用しようとする日の属する月の 6月前 の 初日から7日前まで | 回数制限なし | 使用料が発生する場合がありますため、公園緑地課へ 問い合わせてください。 | 内容に応じて協議 |
| | 公益財団法人、公益社団法人等 | ※上記以外の目的の場合は、申請者区分①を 適用する。 | | | | |

利用時間区分 ①午前…日の出から正午まで ②午後…正午から日の入りまで

※落合公園グラウンド、焼山公園グラウンド・テニスコート・フットサル場は、一部ルールが異なります。

【公園利用の際の注意事項】

- 申請は利用日の7日前までに行ってください。
- 公園内に照明器具などを持ち込んで使用することはできません。
- 利用時には許可書を携帯してください。
- 勧誘や宣伝に繋がると判断した場合は、利用をお断りする場合があります。